**副業・兼業に関する就業規則（サンプル）**

**第◯章　副業・兼業**

**第◯条　（副業・兼業の許可）**

1. 労働者は、勤務時間外において、他の会社等の業務に従事することができる。ただし、本業に支障を及ぼさない範囲で行うものとする。
2. 労働者が副業・兼業を行う場合は、事前に会社に所定の届出を行い、許可を受けなければならない。
3. 副業・兼業が次の各号のいずれかに該当すると判断される場合、会社はこれを禁止または制限することができる。
   1. 労務提供上の支障がある場合
   2. 企業秘密が漏洩する恐れがある場合
   3. 会社の名誉や信用を損なう行為、または信頼関係を破壊する行為がある場合
   4. 競業により、会社の利益を害する場合
   5. その他、会社が不適切と判断する場合

**第◯条　（副業・兼業の報告義務）**

1. 副業・兼業を開始する際は、所定の届出書を提出し、会社の承認を得るものとする。
2. 副業・兼業により就労時間が増加する場合は、労働基準法第38条に基づき労働時間の通算が適用される。
3. 副業・兼業に関する変更が生じた場合、速やかに会社へ報告するものとする。

**第◯条　（副業・兼業に関する懲戒処分）**

1. 労働者が会社の許可を得ずに副業・兼業を行った場合、または禁止事項に違反した場合、懲戒処分の対象となる。
2. 懲戒処分の内容は、情状に応じて「注意」「減給」「出勤停止」「解雇」などとする。
3. 本業の業務に重大な支障をきたした場合、または会社の信用を著しく損なった場合、厳正な処分を行う。

**（附則）**

本規程は、◯年◯月◯日より施行する。

**備考：**

・本サンプルは一般的な副業・兼業規定の一例です。貴社の実情に応じて、内容を調整してください。

・常時10人以上の従業員を使用する場合、就業規則の変更は労働基準監督署への届出が必要です。